

取 扱 基 準

名 称	つながる商店街支援事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	商店街が多様化する消費者ニーズに応え、商店街エリアの集客や消費促進、賑わい創出を図るために取り組む事業の経費を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	補助事業ごとの売上・集客目標の達成率50%以上。
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	新規需要の創出、集客・消費促進、調査・分析に該当する事業を実施する際の以下の経費。 謝金、賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、使用料・賃借料、委託料、改装費・改造費、備品購入費等。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	単独支援 補助率：2分の1以内 限度額：50万円 連携支援 補助率：3分の2以内 限度額：商店街団体数×30万円（上限150万円） 外部連携支援 補助率：2分の1以内 限度額：150万円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 連携による効果的かつ効率的な事業実施を推進するため。
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助金を受けて実施している旨を表示。
	〔媒体〕 事業成果品、補助事業者の予算書・決算書、会報等。
担当部署	経済部 商業振興課 商業グループ 電 話 025-226-1633 (直通) e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp